石田　滋　浦野　康博　河村　懋
小林　忠　西城　初男　島口　祐吉
堤　均　豊田　勝也　長根　正樹
日原　一男　松崎　榮一　三島　克己
瑞宝双光章を授ける（各通）
上原　正彦　岡　悦雄　田島　美稲
吉田　清二　和田　忠司　和田　眞史
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月五日）
青木　昌治　井上　敬信　上田　良廣
小川　伸幸　神山　光一　清田　弘
齋藤　忠男　櫻井　和子　杉田　貞雄
永幡　逸郎　西町　芳則　萩原　久男
瑞宝双光章を授ける（各通）
関山　良史　山本　彰　吉田　道夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月六日）
小河原貞二
瑞宝小綬章を授ける
神野　作衛　中西　純清　山本惠美子
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上五月七日）
西川　静雄　松原　信夫
瑞宝双光章を授ける（各通）（五月八日）
（国土交通技官）　高木　進
瑞宝双光章を授ける（五月九日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、六月四日午前十時十七分御出門、日本学士院第百二回授賞式に御臨席のため、日本学士院会館（台東区）へ行幸啓、午後零時十一分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

元稲府地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第1項の規定に基づき、次のとおり元稲府地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を公表する。

平成24年6月11日

農林水産大臣　郡司　彰

（「次のとおり」は省略し、元稲府地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を水産庁漁港漁場整備部整備課及び北海道開発局開発監理部総務課並びに同局網走開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

法務

公証人任免

大阪法務局所属公証人渡邊雅文は願により公証人を免ぜられた。

小島正夫は公証人に任命され、大阪法務局所属公証人渡邊雅文の後任を命ぜられた。（以上六月二日）（法務省）

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第1項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十四年六月十一日

関東経済産業局長　宮川　正

一　件名　北陸瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十四年七月三日　午後二時から

三　場所　アオーレ長岡　市民交流ホールD（新潟県長岡市大手通一丁目四番地十）

四　事案の要旨

1　一般ガス供給約款の変更（越路地区、三島地区・与板地区、栃尾地区と新潟・三条・長岡地区の供給約款の統合及び三島地区・与板地区における標準熱量の変更）

2　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）、北陸瓦斯株式会社本社（新潟県新潟市中央区東大通一丁目二番二十三号）及び北陸瓦斯株式会社長岡支社（新潟県長岡市西神田町二丁目一番地二）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「北陸瓦斯株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十四年六月十八日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「北陸瓦斯株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十四年六月十八日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

届出者　氏名（ふりがな）

（郵便番号）

住所

（電話番号）

職業

北陸瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

公告

諸事項

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第3号）第14条第2項の規定により次のように公示する。

1．供託者の商号　らくらくトレード投資顧問株式会社

2．住所　兵庫県西宮市甲子園口三丁目29番14号

3．代表者の氏名　小柳　崇

4．取戻しをしようとする営業保証金の額

5,000,000円

5．上記の者（登録番号近畿財務局長（金商）第64号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成24年12月11日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて近畿財務局理財部証券監督課に提出されたい。

6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成24年6月11日

近畿財務局長　池田　篤彦